

産業振興のための土地利用のあり方についての提言

指定都市の中には、高速道路インターチェンジ隣接地など、持続的な都市の成長・発展のために、産業利用が特に求められる土地がある。しかしながら、こうした土地が農用地区域に指定されている場合には、農用地区域からの除外を行うための要件を充たさないことが多く、社会情勢や地域事情の変化に応じた柔軟な土地利用を行うことが出来ない。

例えば、国のかんがい排水事業等の土地改良事業は、その事業期間が長期かつ複数次に及び、さらには、その受益地が広範囲に及ぶことが多い。そのため、かんがい排水事業による線的な土地改良事業であっても、事業区域の範囲内にある受益地である場合には、長期間にわたって農用地区域からの除外要件を充たさない。

農業振興との調和を図りながら、都市を成長・発展させるため、社会情勢や地域事情の変化に応じた土地利用が可能となるよう、以下のとおり提言する。

高速道路インターチェンジに隣接するなど、「産業利用に特に適した土地」であり、かつ、「かんがい排水事業による線的な土地改良事業の受益地であり、転用による周辺農地に係る営農条件に支障が生じるおそれがないこと」や、都市計画法に基づく地区計画の策定を前提とするなど、「転用の必要性が真に認められ、最小の範囲であること」などの要件を充たす場合には、社会情勢や地域事情の変化に応じた土地利用が可能となるよう、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の農用地等に含まれない土地の適用範囲を拡大すること。

平成 28 年 12 月 20 日

指定都市市長会